

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正（案）の意見公募手続きに寄せられた意見とそれに対する考え方

意見公募期間：平成30年1月22日（月）から2月21日（水）まで

閲覧場所：高知県ホームページ、県民室、各福祉保健事務所（須崎を除く）、須崎農業振興センター、高等学校課（西庁舎2階）

提出意見：1件

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>第2条第3項において、「教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、法第47条6第2項第1号に規定する対象学校（以下「対象学校」という。）の校長の意見を聴くものとする。」</p> <p>同条の第4項において、「教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校の校長に対し、その旨を通知するものとする。」とある。</p> <p>地教行法第47条の6第2項で規定している「対象学校」の意味は、既に学校運営協議会が設置されて活動している学校を意味している学校と読める。そうであれば、「対象学校」という言い方は、おかしくないか。</p>	<p>対象学校は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第2項第1号に規定されているとおり、学校運営協議会が運営や支援に関し協議する場合の対象となる学校を示しています。</p> <p>これは、学校運営協議会で協議する場合の対象となる学校を特定する必要があることから「対象学校」と規定しているのであり、学校に当該協議会が設置されているか否かをお示ししているものではありません。</p> <p>また、当該協議会が設置される前又は設置された後であっても、この必要性に変化はありません。</p> <p>したがって、「対象学校」という表現は、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>ご意見いただきありがとうございます。</p>